

国名	アラブ首長国連邦
在外公館名	在アラブ首長国連邦日本国大使館
情報確認年月日	2019年4月28日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（☑は該当）	<input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容	<p>○ 医療用の麻薬や向精神薬を自己の疾病の治療で携帯して入国する場合には、事前に許可申請が必要。（URL先の Related e Services の箇所に申請用サイトへのリンクがある。）</p> <p><a href="https://government.ae/en/information-and-services/health-and-fitness/drugs-and-controlled-medicines">https://government.ae/en/information-and-services/health-and-fitness/drugs-and-controlled-medicines</a></p> <p>○ また、入国時に医師の処方せんや診断書などの提示が必要（英語もしくはアラビア語）。</p> <p>○ 持ち込める医薬品の数量は、麻薬、向精神薬は30日分まで。それ以外に分類される個人用医薬品は3ヶ月分を限度とする。</p>
渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ	なし
参考情報	